

広島県農業再生協議会
肥料価格高騰対策事業 業務方法書

令和4年 9月 8日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、広島県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針等)

第2条 県協議会は、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

2 県協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。

第2章 肥料価格高騰対策事業の実施

(事業実施計画書等の作成及び支援金の申請)

第3条 取組実施者は、様式第1号により取組計画書を作成し、所定の日までに県協議会の長（以下「県協議会長」という。）に申請を行うものとする。なお、取組実施者のうち、農業協同組合及び商系業者を除く法人等（以下「農事組合法人等」という。）は、県農林水産事務所又は県農林事業所（以下「農林水産事務所等」という。）に申請するものとする。

2 農林水産事務所等の長（以下「農林水産事務所等所長」という。）は、第1項により取組実施者から申請のあった取組計画書について、要領に基づき審査を行い、県協議会長へ提出するものとする。

3 県協議会長は、第1項で取組実施者から申請のあった取組計画書について、要領に基づき審査を行うものとする。

4 県協議会長は第2項及び第3項による審査の結果、適正であると認めた場合には、実施要領第9の4の（2）の規定に基づき、第1項により申請した取組実施者へ様式第2号により採択された旨を通知するものとする。農林水産事務所等を通じて申請した取組実施者には申請を受けた農林水産事務所等を通じて通知するものとする。

5 取組実施者は、取組計画書について、支援金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、第1項の手続に準じて変更の手続きを行うものとする。また、取組計画書の変更を行うに際し、取組実施者はあらかじめ県協議会長に変更内容を協議するものとする。

(支援金の支払)

- 第4条 取組実施者は、第3条第4項の通知を受けたときには、様式第3号により、所定の日までに県協議会長に支援金の振込先の口座情報を提出するものとする。なお、取組実施者のうち、農業協同組合及び農事組合法人等は、農林水産事務所等に提出するものとする。
- 2 農林水産事務所等所長は取組実施者から提出された様式第3号について、速やかに県協議会長に提出するものとする。
 - 3 県協議会長は、第1項及び第2項により提出された様式第3号に記載されている口座に支援金を振り込むことで支払いを行うものとする。
 - 4 支援金の支払は円単位で行うものとし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(支援金の返還)

- 第5条 取組実施者は第3条第1項に基づき提出した取組計画書の変更等により、県協議会から支払われた支援金に余剰が生じた場合は、県協議会長に申し出なければならない。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等は、農林水産事務所等を通じて申し出るものとする。
- 2 県協議会長は、第1項による取組実施者からの申し出があった場合には、支援金の余剰分について返還を求めることができる。この場合、県協議会長は、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等には、農林水産事務所等を通じて送付するものとする。
 - 3 第2項の返還を求められた取組実施者は、定められた期日までに求められた額を県協議会長に返還しなければならない。
 - 4 県協議会長は実績の確認等により県協議会から支払われた支援金に余剰が生じたことが判明した場合は、第2項に基づき、該当する取組実施者に返還を求めることができる。ただし、その取組実施者が交付等要綱、実施要領に違反したと認められる場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認められる場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、県協議会長は、違反の内容及び返還の額、返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等には、農林水産事務所等を通じて送付するものとする。
 - 5 県協議会長は、第4項のただし書きによる返還を求めた場合において、取組実施者が支援金の受給の日からの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を求めることができる。
 - 6 第4項の返還を求められた取組実施者は、定められた期日までに求められた額を県協議会長に返還しなければならない。
 - 7 第2項及び第4項の返還において、やむを得ない事情があるときは、取組実施者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、取組実施者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等は、農林水産事務所等を通じて提出するものとする。
 - 8 県協議会長は、第7項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付するものとする。また、期日の延長を認めない場合も、その旨を書面で取組実施者に送付するものとする。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等には、農林水産事務所等を通じて送付するものとする。

- 9 県協議会長は、取組実施者が第2項及び第4項の返還を期日（第8項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日）を経過してもなお返還しない場合には、当該取組実施者への支援金の交付を取り消すものとする。

第3章 資金の管理

（資金の管理）

第6条 県協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、県協議会が定めた会計区分から行わなければならない。当該勘定の資金を本事業以外の用途に使用してはならない。

- 2 県協議会は、第1項の資金を広島県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

第4章 報告

（事業実績報告）

第7条 取組実施者は、県協議会長が別に定める日までに実施要領第9の5の（2）のAに基づき、取組実績報告書（様式第4号）を作成し、県協議会長に提出するものとする。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等は、農林水産事務所等を通じて提出するものとする。

（事業評価の報告）

第8条 取組実施者は、県協議会長が別に定める日までに実施要領第12の2の（2）に基づき、取組実施状況報告書（様式第5号）を作成し、県協議会長に提出するものとする。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等は、農林水産事務所等を通じて提出するものとする。

- 2 第1項の提出を受けた農林水産事務所等所長は、その内容について確認を行い、県協議会長に提出するものとする。
- 3 第1項の提出を受けた県協議会長は、その内容について確認を行うものとする。
- その他、内容の確認において、別途全取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。
- 4 第2項及び第3項の確認を円滑かつ適正に行うため、取組実施者は化学肥料の低減の取組に関する記録を保存しなければならない。
- 5 地方農政局長等が本事業の実施効果等について調査を行う場合は、県協議会及び取組実施者は当該調査に協力するものとする。

（取組の中間報告等）

第9条 県協議会長は、取組実施者に対して、実施要領第13の1に基づき、様式第6号により、別に定める日までに取組中間報告書を提出させるものとする。なお、取組実施者のうち農業協同組合及び農事組合法人等は、農林水産事務所等を通じて提出するものとする。

- 2 第1項の提出を受けた農林水産事務所等所長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行い、県協議会長に提出するものとする。
- 3 第1項の提出を受けた県協議会長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第5章 雑則

(帳簿の備付け等)

第10条 県協議会及び取組実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会は、必要に応じて、取組実施者に対し、支援金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、中国四国農政局長の承認のあった日から施行する。